

令和3年度狛江市による障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和3年3月23日 市長決裁

狛江市（以下「市」という。）は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、令和3年度における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「方針」という。）を次のとおり定める。

1 目的

この方針は、市が行う事業において、障がい者就労施設等から物品及び役務（以下「物品等」という。）を調達することにより、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者及び在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 調達する物品等

市が契約により調達する物品等のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なもの

3 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。ただし、市内の施設等を優先するものとする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）

エ 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84号)第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）第1条第2号に規定する事業所（特例子会社）

カ 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障がい者

ク 在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

令和3年度については、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿って障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

また、市職員の私的購入を促進するため、市職員共済会が職員等にあっ旋している名刺印刷を引き続き実施するとともに、その他の物品等についても、あっ旋販売等の仕組みを活用するように努める。

5 障がい者就労施設等への配慮

(1) 障がい者の特性を踏まえた配慮

障がい者就労施設等へ発注するときは、障がい者が十分対応できるよう、障がい者の作業ペース等を考慮し、適正な契約期間の設定に配慮する。

(2) 適切な予定価格の設定

障がい者就労施設等へ発注するときは、原材料及び労務費等の実勢価格を踏まえた積算に基づき、適切な予定価格を設定するものとする。

6 物品等の調達の推進方法

(1) 方針の普及及び徹底

法の趣旨を踏まえ、この方針が普及・徹底されるよう、庁内に対して十分に周知する。また、物品等の調達が生じた場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

(2) 連絡調整体制の整備

障がい者就労施設等の受注機会の増大のためには、市及び障がい者就労施設等との密接な情報共有が不可欠であることから、市と障がい者就労施設等の担当者が、積極的に意見を交換する機会を設け、物品等の質の向上や供給の円滑化を図るよう努める。

(3) 随意契約による調達

障がい者就労施設等から物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用を努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

市は、この方針を作成したときは、遅滞なく公表する。また、年度が終了したときは、調達実績概要を取りまとめ公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針の策定に関する担当は、総務部総務課とする。

また、障がい者就労施設等との情報共有に関する担当は、福祉保健部高齢障がい課とする。